

先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業 参加大学等募集要項

令和7年9月

東京都産業労働局

目次

1.	はじめに.....	3
2.	目的.....	3
3.	事業概要.....	3
4.	応募要件.....	4
(1)	応募対象.....	4
(2)	大学等に求める素養	4
(3)	バリアフリーに役立つ先端的な技術.....	5
(4)	バリアフリー観光への導入先分野	5
(5)	導入支援先の都内観光関連事業者等.....	5
5.	応募方法.....	6
(1)	募集スケジュール	6
(2)	応募様式の提出.....	7
6.	審査の流れ.....	7
(1)	審査方法.....	7
(2)	審査基準.....	7
(3)	採択の決定.....	8
7.	採択後の実施事項.....	8
(1)	都内観光関連事業者等における実装・試行導入.....	8
(2)	導入先の都内観光関連事業者等への知識・ノウハウ提供、操作等の訓練、アフターフォロー.....	9
(3)	取組内容のPRを通じたアクセシブル・ツーリズムの推進	9
8.	協定金等の支払い.....	9
(1)	協定金等.....	9
(2)	K P I の達成状況の報告	9
(3)	K P I の達成状況等に応じた協定金等の支払い.....	10
9.	留意事項.....	10
10.	申込・問い合わせ先	11
	「先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業」に係る選定基準表	12

1. はじめに

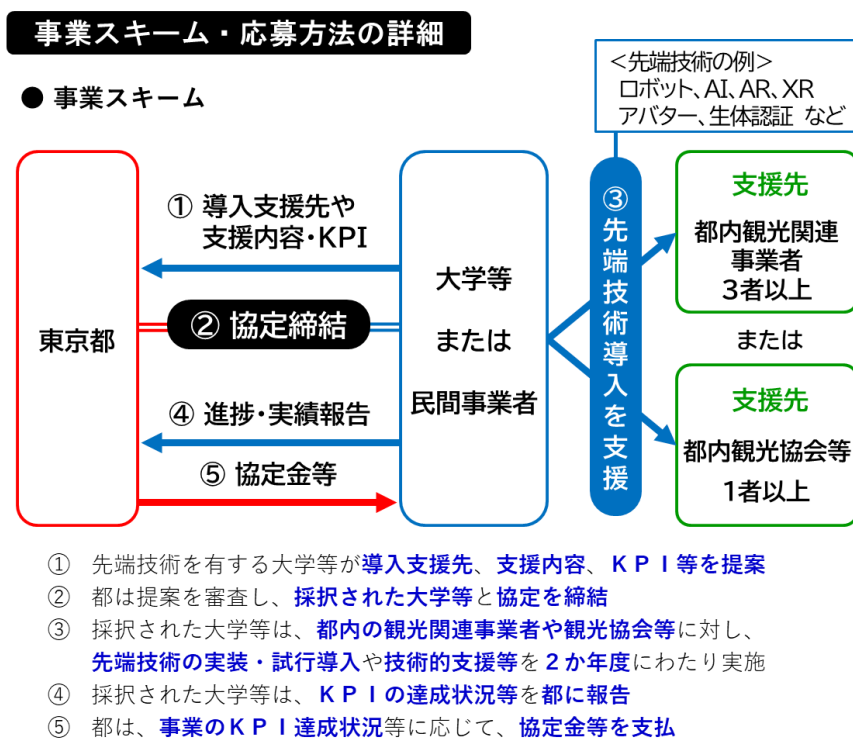
本事業では、東京都と先端技術を持つ大学や民間事業者等（以下、「大学等」という。）が協定を締結し、大学等が持つ技術を活用して、都内の観光関連事業者や観光協会等（以下、「都内観光関連事業者等」という。）のバリアフリー観光の推進を目指します。大学等は、都内観光関連事業者等において、技術の開発のための実装を行うとともに、都内観光関連事業者等への試行導入を支援することで、社会実装を目指し、都内のアクセシブル・ツーリズムのより一層の推進を図ります。

2. 目的

東京都は、バリアフリーに役立つ先端的な技術について、東京都とともに観光分野での実装・試行導入に取り組む大学や民間事業者等を募集します。本事業は、大学等と東京都が連携・協働を図り、観光分野での先端技術の実装・試行導入を支援することを目的としています。

3. 事業概要

東京都は、先端技術を有する大学等からの導入支援先、支援内容、K P I 等の提案を審査し、採択された大学等と協定を締結します。採択された大学等は、都内観光関連事業者等に対し、先端技術の実装・試行導入や技術的支援を2か年度にわたり実施します。採択された大学等は、K P I の達成状況等を東京都に報告し、東京都は事業のK P I の達成状況等に応じて、協定金額を支払います。



本事業のスケジュールは以下の通りです。

実施期間	令和7年度				令和8年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
スケジュール		9月● 募集開始 10月● 大学採択 10月● 協定締結・事業実施		3月● KPI評価委員会				3月● KPI評価委員会 成果報告会
協定金額 (上限)	1,000万円				4,000万円			
事務費 (上限)	500万円				1,000万円			

4. 応募要件

以下の応募要件を満たす大学等から、大学等自らの知識、ノウハウ、ネットワークを活かし、導入支援先、支援内容、K P I 等に係る提案を募集します。

(1) 応募対象

以下の（ア）～（ウ）の要件を満たす大学・民間事業者等を応募対象とします。

（ア） 都内観光における障害者や高齢者等の課題（移動・コミュニケーションなど）の解決に役立つ先端技術を有する大学・民間事業者等。なお、所在地は東京都内に限らないが、導入支援先である都内観光関連事業者等の希望に応じ、対面によるコミュニケーションを実施すること。

（イ） 次のいずれにも該当していないこと

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容となっている場合（グループ企業等利害関係を有する企業等のみでの連携や、グループ企業等内での先端技術の導入は、本事業の対象外とする。）

（ウ） 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること

(2) 大学等に求める素養

本事業を効果的・効率的に推進するうえで大学等に期待する素養は以下の

(ア) ～ (ウ) のとおりです。

- (ア) 障害者や高齢者等の観光における移動やコミュニケーション等の課題解決に関する専門知識を保有し、都内観光関連事業者等の支援における意欲を有していること
- (イ) 都内観光関連事業者等と、単発的ではなく持続的な協働関係を築く意欲と能力を持っていること
- (ウ) 都内観光関連事業者等のニーズに合わせて技術をカスタマイズする必要があるため、都内観光関連事業者等の要望や課題を理解し、先端技術の実装及び試行導入を支援する体制を有すること

(3) バリアフリーに役立つ先端的な技術

本事業において大学等が開発・導入する先端技術とは、障害者や高齢者等の観光における移動やコミュニケーション等の課題を解決するための技術とし、以下の(ア)～(キ)または東京都がこれに相当すると認めるものとします。

- (ア) ロボット
- (イ) ロボットスーツ
- (ウ) A I
- (エ) ドローン
- (オ) X R (V R・A Rを含む)
- (カ) アバター
- (キ) 生体認証

(4) バリアフリー観光への導入先分野

バリアフリー観光への導入先の分野としては、以下の(ア)～(エ)または東京都がこれに相当するものと認めるものとします。ただし、観光分野において既に一般的に用いられている技術は対象外としますが、実装段階のものは対象として認めます。

- (ア) 移動支援
- (イ) コミュニケーションや誘導支援
- (ウ) 体験支援
- (エ) バリアフリー観光全般への応用

(5) 導入支援先の都内観光関連事業者等

本事業で大学等が支援する都内観光関連事業者等とは、大学等が都内において先端技術の実装や試行導入を行うフィールド及び課題を提供する「都内観光関連事業者」及び「都内観光協会等」とします。

(ア) 都内観光関連事業者等
旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光施設運営者、飲食・物販事業者、そ

の他観光客の受入環境の整備に資する事業者等をいう。

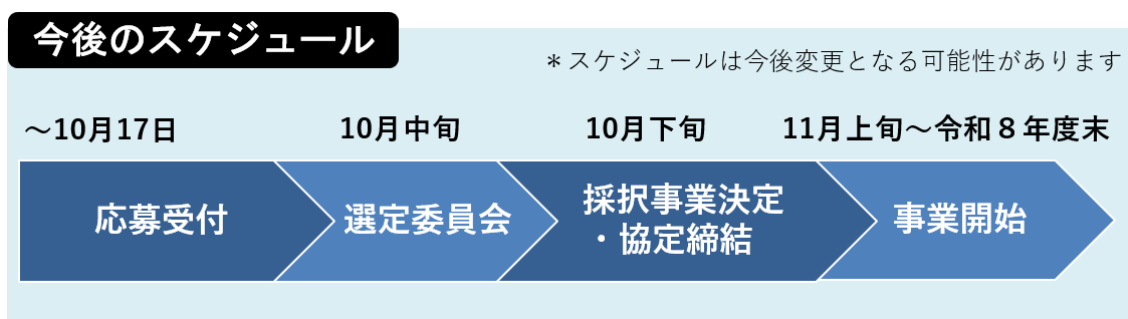
(イ) 都内観光協会等

地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする団体で、かつ東京都または都内区市町村との連携の下に設立された団体等のことをいう。なお、法人格については問わない。

5. 応募方法

採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行い、3大学等（予定）を採択し、大学等と協定を締結します。大学等は、以下の期限内に応募様式を提出してください。

(1) 募集スケジュール



(ア) 応募様式の受付期間

令和7年9月29日（月曜日）から同年10月17日（金曜日）17時まで

(イ) 質問の受付

本事業に関する質問については、原則として募集ホームページ

（<https://barrierfree.metro.tokyo.lg.jp>）に記載のお問い合わせフォームで受け付けます。また、募集ホームページに「よくある質問」を掲載しておりますので、ご質問前にご確認ください。なお、応募状況や審査内容に関する質問については、受け付けません。

(ウ) 応募様式提出前のプレエントリー（意向表明）

応募する意向がある大学等は、10月6日（月曜日）を目途に運営事務局までリンク

（https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=uyT_3okgAESMjvceaAN4sly03YKmbBtBip_XMTI6nPhUMzVaNUZQTEsSOFpCWDI3UjMyUDk3S1Q4MS4u）よりご連絡ください。

なお、プレエントリーは事前に大学等の応募意向を確認する趣旨であり、プレエントリー後の応募辞退並びにプレエントリー無しでの応募を妨げるものではありません。

(2) 応募様式の提出

(ア) 応募様式一覧

次の応募様式に必要な事項を記入し、事務局

(contact@barrierfree.metro.tokyo.lg.jp)宛にメールで送付してください。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンしてPDFファイルにてお送りください。応募様式は、本事業ホームページ(<https://barrierfree.metro.tokyo.lg.jp>)からダウンロードできます。

No.	書類	提出形式
1	応募書類（頭紙）	Excel
2	K P I 設定説明書（様式1）	Excel
3	企画書（様式2）	Excel（必要事項が網羅されていけば、Microsoft PowerPoint等の企画書の概要資料のみでも可とする）

(イ) K P I 設定説明書（様式1）

大学等は、本業務を履行するのに必要な報償を踏まえ、様式1「K P I 設定説明書」の各K P I 項目とその目標値及びK P I 項目ごとの協定金基準見積額（以下、「基準額」という。）を設定してください。

K P I については、可能な限り定量的かつ検証可能な指標を提案し、年度ごとに協定金額の基準額をご提示ください。（協定金額の支払いに係る評価方法及びK P I 設定については、別紙1、「協定金支払いに係る評価方法及びK P I の説明要旨」を参照してください。）

選定委員会において協定金額の基準額及びK P I を含めて審査をした後、採択された大学等と協定を締結します。東京都と協議の上、K P I を確定した後、その達成に向けて東京都と一丸となって本事業の趣旨に沿って行った取組の達成度合い及び事業全体の成果に応じて、東京都から協定金額の支払いを受けます。

本事業における東京都と大学等の協定期間は、令和7年度下期から8年度の2か年度とします。

6. 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼン審査を行います。プレゼンの実施方法については、事務局から別途通知します。

(2) 審査基準

別添の基準に基づき審査を行います。

(3) 採択の決定

有識者等による審査を踏まえ、採択する3者（予定）を決定します。

審査の経過や審査結果の詳細についてのお問い合わせには、公平性等の観点から対応いたしかねますので、ご了承ください。

7. 採択後の実施事項

採択された大学等は、都内観光関連事業者等における実装及び先端技術の試行導入支援事業を2か年度にわたり実施し、バリアフリー観光を推進します。

採択後の大学等の役割としては、大学等が持つ先端技術を活用し、技術面及び資金面でサポートを行い、都内観光関連事業者等における実装を通じて導入支援を行ってください。さらに、その成果を活かし、都内観光関連事業者等への技術導入や活用の支援を行ってください。なお、以下の記載は例であり、具体的な内容はご提案によります。

	実装・導入支援内容の例
準備	・地域や施設等の状況を踏まえた先端技術のカスタマイズの検討・準備 ・都内観光関連事業者等に対する説明会、操作研修会等の実施 ・導入後の効果検証の項目、検証方法の検討
実装の実施	・先端技術の運用に関する都内観光関連事業者等へのサポート（都内観光関連事業者等側が主体的に運用することを前提としたサポート） ・効果検証に必要なデータ取得 ・トラブルへの対応
本導入に向けた支援	・先端技術の本導入に向けた都内観光関連事業者等に対する助言 ・先端技術の導入に必要な経費をサポート

(1) 都内観光関連事業者等における実装・試行導入

大学等は、都内観光関連事業者等と協働し、東京都のアクセシブル・ツーリズム推進を目的とし、以下の点を踏まえて実装を行ってください。

(ア) 実装の有効性、実現性

- ・具体的な実装の内容・準備期間（計画や方法、費用、成果指標など）が適切に設定されており、それが実行可能か
- ・都内観光関連事業者等と連携し、実装を行える見込みがあるか
- ・実装を実行するための体制が整っているか

(イ) 社会的貢献度

- ・先端技術の開発・導入を実現することにより、社会的インパクトを与えられるか
- ・アクセシブル・ツーリズムの推進に寄与するか

(2) 導入先の都内観光関連事業者等への知識・ノウハウ提供、操作等の訓練、アフターフォロー

(3) 取組内容のPRを通じたアクセシブル・ツーリズムの推進
例：本事業の広報・PRのためのイベントや展示会出展等

8. 協定金等の支払い

(1) 協定金等

協定金等は、協定金額と事務費用とし、それぞれ以下を基準額上限とします。

	令和7年度	令和8年度
協定金額（最大）	1,000 万円	4,000 万円
事務費用（最大）	500 万円	1,000 万円

(ア) 協定金額

大学等が設定し、東京都が評価したKPIの達成状況に応じて、下記の協定金額を東京都が負担します。協定金額の基準額上限は、初年度1千万円、次年度4千万円とします。その基準額を元に、東京都から2か年度で最大5千万円を支払います。

(イ) 事務費用

加えて、大学等において事業を行う際に、支援する都内観光関連事業者等とのマッチング・招請に係る委託料等が発生する場合は、東京都から事務費用として実費を支給します。事務費用の上限額（基準額の上限）は、初年度最大5百万円、次年度最大1千万円となります。なお、事務費用に計上可能な経費は、専門的知見を有する民間事業者等への委託料に限ります。大学等に所属する事務職員の給与・報酬等については、事務費用の対象外となります。

(2) KPIの達成状況の報告

大学等は事業計画に基づき、年度毎に1度、当該事業期間の事業報告及びK

P I の達成状況について、根拠書類とともに東京都に報告する必要があります。その際、事務費用についても、根拠資料の提出が必要です。

加えて、月に1度、進捗状況等をレポートにまとめ、報告する必要があります。

令和8年度第4四半期には、先端技術を活用したバリアフリー観光の機運醸成を目的として、大学や都内観光関連事業者等による取組の成果を発信する報告会において、報告を行ってください。なお、都内観光関連事業者等による報告に必要な資金については、協定金額から支出するものとします。

(3) K P I の達成状況等に応じた協定金等の支払い

(ア) 協定金額

東京都による協定金額の支払いにあたっては、外部有識者を含むK P I 評価委員会により達成状況等の評価を行います。

協定金額の支払いにあたり、K P I の評価を年1回実施し、その達成度合及び事業全体の成果に応じて当該年度分の協定金額を確定し、原則年度ごとに一括で支払います。なお、大学等は、上記の評価を受けるに際して、各K P I 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料を評価委員会開催前に東京都へ提出する義務があります。2か年度ともに、2月末（予定）に事業実績見込みを報告（都内観光関連事業者等との連携は3月末まで実施）してください。3月末頃にK P I 評価委員会にてK P I の評価を実施し、その後協定金額を支払います。

(イ) 事務費用

事務費用についても、委託内容又は成果及び金額を確認できる根拠資料を年度毎に1度東京都へ提出する義務があります。事務費用についても、当該年度分の事務費用の金額を確定し、原則年度ごとに一括で支払います。

9. 留意事項

本事業に係る留意事項は以下の通りです。

- (ア) 大学等は、支援の実施にあたり本事業の募集要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- (イ) 応募に要する費用については、東京都は負担しません。
- (ウ) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (エ) 東京都と大学等の協定の締結は、当該事業に係る各年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とするものです。
- (オ) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則東京都より公表される予定ですので、予めご了承ください。
- (カ) 本事業の参加者には東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報

発信等のためにご協力いただく場合があります。

(キ) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

- ① 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
- ② 応募内容に不備がある場合
- ③ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(ク) 応募にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都及び事務局に必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく東京都および事務局以外の第三者に提供することはありません。

(ケ) 事業の推進に関して不適切であると東京都が判断した場合には、実施途中で年度ごと締結する協定書を更新しない場合がありますのでご注意ください。

(コ) 本事業に関して、大学等と連携する都内観光関連事業者等の事業及び成果等について、東京都が一切の保証を行うものではありません。

10. 申込・問い合わせ先

本事業では、本事業の運営を行う事務局として、東京都から事業者へ別途業務委託契約を行っています。本事業への申込・問い合わせは以下の事務局までお願いします。

【先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業運営事務局】

〒100-0004

所在地：東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号

担当者：岡田、近藤、妹尾^{せのお}

電話 03-5205-1400（電話によるお問合せは 10 月 1 日開始予定）

メールアドレス contact@barrierfree.metro.tokyo.lg.jp

「先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業」に係る

選定基準表

番号	評価項目		評価の視点	配点
	大項目	小項目		
1	基本情報	技術	・障害者や高齢者等の観光における移動やコミュニケーション等の課題を解決するための技術を有し、活用する計画となっているか。	4
2		都内観光関連事業者等	・実装及び先端技術の試行導入支援を行う都内観光関連事業者等が適切に提案されているか。	2
3			・都内観光関連事業者等の選定理由や、選定方法・基準等は適切か。	2
4			・都内観光関連事業者等とのネットワークを有しているか。 ・または、都内観光関連事業者等をどのように掘り起こすかの具体的方策と見込みが提案されているか。	2
5	事業内容	目的	・事業目的に適した提案内容となっているか。 ・公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか。	10
6		課題と解決策	・都内観光関連事業者等が抱える課題を理解しているか。 ・都内観光関連事業者等のニーズに合わせて技術をカスタマイズ可能か。 ・都内観光関連事業者等の課題に対し、先端技術を活用した解決策を具体的に提案しているか。	10
7		実装	・具体的な実装の内容・準備期間（計画や方法、費用、成果指標など）が適切に設定されており、それが実行可能か。 ・都内観光関連事業者等への支援内容として、新規性・拡張性が期待できる計画となっているか。	10
8		試行導入支援	・都内観光関連事業者等への具体的な試行導入支援内容は、具体的かつ実効性の高い計画であるか。	10

		・事業の推進にあたり具体的かつ実効性の高い計画であるか。	
9	全般 (新規性)	・提案内容に新規性があるか。 ・既に観光分野において既に一般的に用いられている技術でないか。	10
10	全般 (効果)	・先端技術の開発・導入を実現することにより、社会的インパクトを与え得るか。 ・大学等が有する知見・ノウハウを活用することによりアクセシブル・ツーリズムが促進されるビジョンを描けているか。	20
11	事業の実施体制	・都内観光関連事業者等を支援し、事業を実施するにあたり十分な実施体制を構築しているか。 ・都内観光関連事業者等を支援するにあたり必要な知見を提供できるような人材やノウハウを有しているか。 ・プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容となっていないか。	5
12	事業のスケジュール	・提案内容について、実現可能なスケジュールとなっているか。	5
13	KPI 指標・金額	・本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか。 ・事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか。 ・事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか。	10